



福岡医発第758号(地)

平成29年6月9日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

治療と仕事の両立支援のための「地域両立支援推進チーム」への
参加の協力について

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、厚生労働省労働基準局長より日本医師会を通じて別添のとおり周知・協力依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

政府では、平成29年3月にとりまとめられた「働き方改革実行計画」に基づき、企業文化の抜本改革や主治医、産業医と両立支援コーディネーターのサポート体制の構築等により治療と仕事の両立支援に取り組むこととしており、この取り組みをより確実なものにするために、都道府県労働局に地域における両立支援の関係者で構成する推進チームを設置し、関係者による連携した取り組みの推進を図ることとしています。

つきましては、貴会におかれましても本件の趣旨をご理解いただき、貴会会員等の推進チームへの参加について、ご高配方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

産業保健担当理事 権藤秀之
会長 白石恒明

日医発第247号(地Ⅱ47)

平成29年6月2日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉 義 武

治療と仕事の両立支援のための「地域両立支援推進チーム」への
参加の協力について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、厚生労働省労働基準局長より、標記の件について、別添のとおり本職あてに周知・協力依頼がありました。

本件は、政府では平成29年3月にとりまとめられた「働き方改革実行計画」に基づき、企業文化の抜本改革や主治医、産業医と両立支援コーディネーターのサポート体制の構築などにより治療と仕事の両立支援に取り組むこととしており、この取り組みを確実なものにするために、都道府県労働局に地域における両立支援の関係者で構成する推進チームを設置し、関係者による連携した取り組みの推進を図ることとしたというものです。

貴職におかれましては、推進チーム設置の趣旨及び内容をご理解いただき、貴会会員等の推進チームへの参加について、特段のご高配を賜われますようお願い申し上げます。



基発 0519 第 12 号
平成 29 年 5 月 19 日

公益社団法人日本医師会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

治療と仕事の両立支援のための「地域両立支援推進チーム」への参加の協力について

厚生労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、病気を抱える労働者が活躍できる環境を整備するため、政府では、平成 29 年 3 月にとりまとめられた「働き方改革実行計画」に基づき、企業文化の抜本改革や、主治医、会社・産業医と、患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制の構築などにより治療と仕事の両立支援（以下「両立支援」という。）に取り組むこととしています。

これらの取組を確実なものとするためには、それぞれの地域において、実行計画に基づく全国的な支援策と既に民間団体や自治体で行われている両立支援に係る取組の連携が重要であると考えています。

このため、今般、別添のとおり、都道府県労働局に地域における両立支援の関係者で構成する推進チームを設置し、関係者による連携した取組の推進を図ることとしました。

貴会におかれましては、推進チーム設置の趣旨及び内容を御了知いただくとともに、傘下会員等の推進チームへの参加について御協力いただきますよう、格別の御配慮をよろしくお願いいたします。

基発 0519 第 11 号

平成 29 年 5 月 19 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

治療と仕事の両立支援のための「地域両立支援推進チーム」の設置について

病気を抱える労働者が活躍できる環境を整備するため、平成 29 年 3 月にとりまとめられた「働き方改革実行計画」に基づき、政府は企業文化の抜本改革や、主治医、会社・産業医と、患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制の構築などにより治療と仕事の両立支援（以下「両立支援」という。）に取り組むこととされている。

これらの取組を確実なものとするためには、それぞれの地域において、実行計画に基づく全国的な支援策と既に民間団体や自治体で行われている両立支援に係る取組の連携が重要である。

このため、今般、下記のとおり「地域両立支援推進チーム」（以下「推進チーム」という。）を設置し、関係者による連携した取組の推進を図ることとしたので、都道府県労働局においては地域の実情に応じた両立支援の取組の促進の中心的役割を担い、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

1 推進チームの設置について

(1) 趣旨

両立支援を効果的に進めるため、各都道府県の自治体等関係者とネットワークを構築し、既に行われている両立支援に係る取組を効果的に連携させ、両立支援の取組の推進を図ることを目的とする。

(2) 名称

推進チームの名称は、「〇〇県地域両立支援推進チーム」とすること。

(3) 参集者等

参集者は以下のとおりとする。なお、ケ、コ、サ、シ及びスについては、本省で関係機関と調整の上、参加可能な参集者がいる都道府県については、別途参集者を推薦することとしているので了知されたい。

関係者の参集については、労働基準部健康主務課が事務局となり、これを行うこと。

また、職業安定部（必要に応じてハローワーク）及び雇用環境・均等部（室）も構成員とすること。なお、雇用環境・均等部（室）は当面の間、オブザーバー参加として差し支えない。

- ア 使用者団体の推薦者
- イ 労働組合の推薦者
- ウ 都道府県医師会
- エ 都道府県衛生主管部（局）
- オ 地域の中核の医療機関の両立支援担当部署
- カ 都道府県産業保健総合支援センター
- キ 労災病院に併設する治療就労両立支援センター（併設していない労災病院においては治療就労両立支援部）
- ク 都道府県社会保険労務士会の推薦者
- ケ 日本医療社会福祉協会の推薦者
- コ 日本産業カウンセラー協会の推薦者
- サ 日本キャリア開発協会の推薦者
- シ キャリア・コンサルティング協議会の推薦者
- ス 東京商工会議所が推薦する健康経営アドバイザー
- セ その他、必要に応じ、両立支援に先進的に取り組む企業、医療機関、地元大学等の有識者、若年性認知症支援コーディネーター等自治体等に設置する疾病を抱える労働者の支援を行う者

（４）議事等

推進チームにおいては、以下の事項について意見交換等を行うこと。特に、ウ、オ及びカについては、初年度中に協議の上、作成すること。また、都道府県労働局や都道府県産業保健総合支援センターが両立支援に関するセミナー等を行う場合は、その内容についても協議すること。

- ア 各参集者又は参集者の属する各機関（以下「各機関等」という。）の両立支援に係る取組状況の共有
- イ 各機関等の取組に係る相互の周知協力
- ウ 相談窓口の支援連携に係る各機関等の役割分担及び連絡先一覧の作成
- エ 各地域における両立支援コーディネーターの周知・活動方法
- オ 各地域における企業向けパンフレットの作成
- カ 各地域における患者向けパンフレット（主に病院で患者に配るもの。加えて、一般国民の理解のために広く自治体窓口等に配布することを想定したもの。）の作成
- キ 両立支援ガイドラインや地域版パンフレット等を活用した両立支援の周知・啓発
- ク 都道府県産業保健総合支援センターのホームページを活用した両立支援の周知
- ケ その他、必要に応じ地域独自の周知・啓発のためのイベントの企画・開催

（５）開催時期等

推進チームの開催時期は、毎年7月を目途に開催する。その上で、推進チームで作成したパンフレット等や周知を決定したものが9月の全国労働衛生週間準備期間や10月の全国労働衛生週間で行う集団指導等で広く周知されるよう配慮する。

2 その他

(1) 議事進行について

議事進行に当たり、事務局は各参集者の取組等を共有した上で、支援策の周知の協力やセミナー等の共催等それぞれの連携が促進されるよう、積極的な提案をするよう留意すること。

(2) 推進チームの共催等について

既に地域において、労働局内や自治体等で同じ趣旨・目的の連絡会議等を設置している場合は、参集者等を調整の上、共催で会議を行うこととして差し支えないこと。ただし、都道府県産業保健総合支援センターで既に類似する連絡会議を設置している場合は、労働局主催の会議に統合するよう調整すること。

(3) 推進チームの取組等に係る広報等について

推進チームの設置にあたって、広報を行うこと。また、平成29年度中に独立行政法人労働者健康安全機構において両立支援に係るポータルサイトを立ち上げることとしているので、推進チームにおいて実施を決定した事項や作成したパンフレット等については、都道府県産業保健総合支援センターを通じて、当該ポータルサイトに掲載すること。併せて、必要に応じ、当該ポータルサイトに掲載された他地域の推進チームの取組についても推進チームで紹介の上、議論の活性化を図ること。

(4) 推進チームの設置期間について

推進チームの設置期間は平成29年度より5年間とし、その後の継続については、推進チームで協議の上、決定すること。

(5) 本省への報告

別途指示するところより、推進チームの開催日の決定等本省あて報告すること。